

別記様式第1号(第四関係)

なかざとだい  
中里第2地区活性化計画

長崎県

長崎県佐世保市

平成26年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	中里第2地区活性化計画
都道府県名	長崎県
市町村名	佐世保市
地区名( 1 )	中里第2地区
計画期間( 2 )	平成26年度～平成28年度

<p>目 標 :( 3 )</p> <p>本地域の別事業(頭首工整備)と合わせて農業用排水施設の整備を実施することにより、継続的に安定した営農が確立され、地域で自立した農業経営を実現することから、農業者の定住化を促進する。</p> <p>具体的には、本地域内の定住人口2,500人台を維持することを目標とする。</p> <p>なお、平成25年4月1日時点の本地域内定住人口は、2,511人である。</p>
<p>目標設定の考え方</p> <p>地区の概要:</p> <p>本地区は、佐世保市中西部に位置し、2級河川相浦川及びその支流に沿って帯状に広がる平坦部とその周辺の中山間地域の農村地域である。平坦地はほ場整備が完了した水田地帯を形成している。</p> <p>水源は、標高が高い地域はため池であるが、主に河川からの取水により営農されている。基幹作物である水稻の外キュウリ、ナス等の施設栽培での野菜生産にも取り組まれている。</p>
<p>現状と課題</p> <p>地域の水源となる頭首工2箇所が老朽化しているため取水効率が下がり、さらに大雨時には洪水等の恐れがあり、維持管理に多大な労力と費用を要している。</p> <p>このため、農家の耕作意欲が減退する恐れがあり安定した農業経営や後継者育成の障害となっている。</p>
<p>今後の展開方向等( 4 )</p> <p>別事業により2箇所の頭首工を統合整備することとなり、それに伴う地区内用水系統の一本化を行うため必要な用水路整備を実施する。このことにより、維持管理作業の効率化から生産性の向上が図られ、持続的可能な農業の展開と定住促進により地域の維持及び活性化を目指す。</p>

【出典】国勢調査確定値を基礎数値とした推計人口(公表)

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業( 1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)( 2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別( 3)	備考
佐世保市	中里第2地区	基盤整備(農業用排水施設)	佐世保市	有	イ	
佐世保市	中里地区	農村地域防災減災事業(農業用河川工作物応急対策事業)	長崎県	無	ニ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務( 4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)( 5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項( 6)

--

### 3 活性化計画の区域( 1)

中里第2地区(長崎県佐世保市)	区域面積 ( 2)	1,664ha
区域設定の考え方 ( 3)		
法第3条第1号関係: 当該区域は、中里皆瀬支所管内の市街地を除いた地域としており、面積1,664hのうち農林地面積は1,527haが92%を占めている。 また、当該地域内の全就業人口1,121人中、農林業従事者は252人で全体の22%を占めており、佐世保市の農業の振興を図る上で重要な地域である。		
法第3条第2号関係: 農業が主要である本地域での農業生産基盤の整備により、農業生産性の効率的かつ安定的な農業が図られることで農業者の耕作意欲が向上し、農業従事者ひいては地域人口(平成25年4月2,511人)が維持されることが見込まれる。		
法第3条第3号関係: 既に市街地を形成している区域を含めていない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期(農林水産省令第2条第4号ニ)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

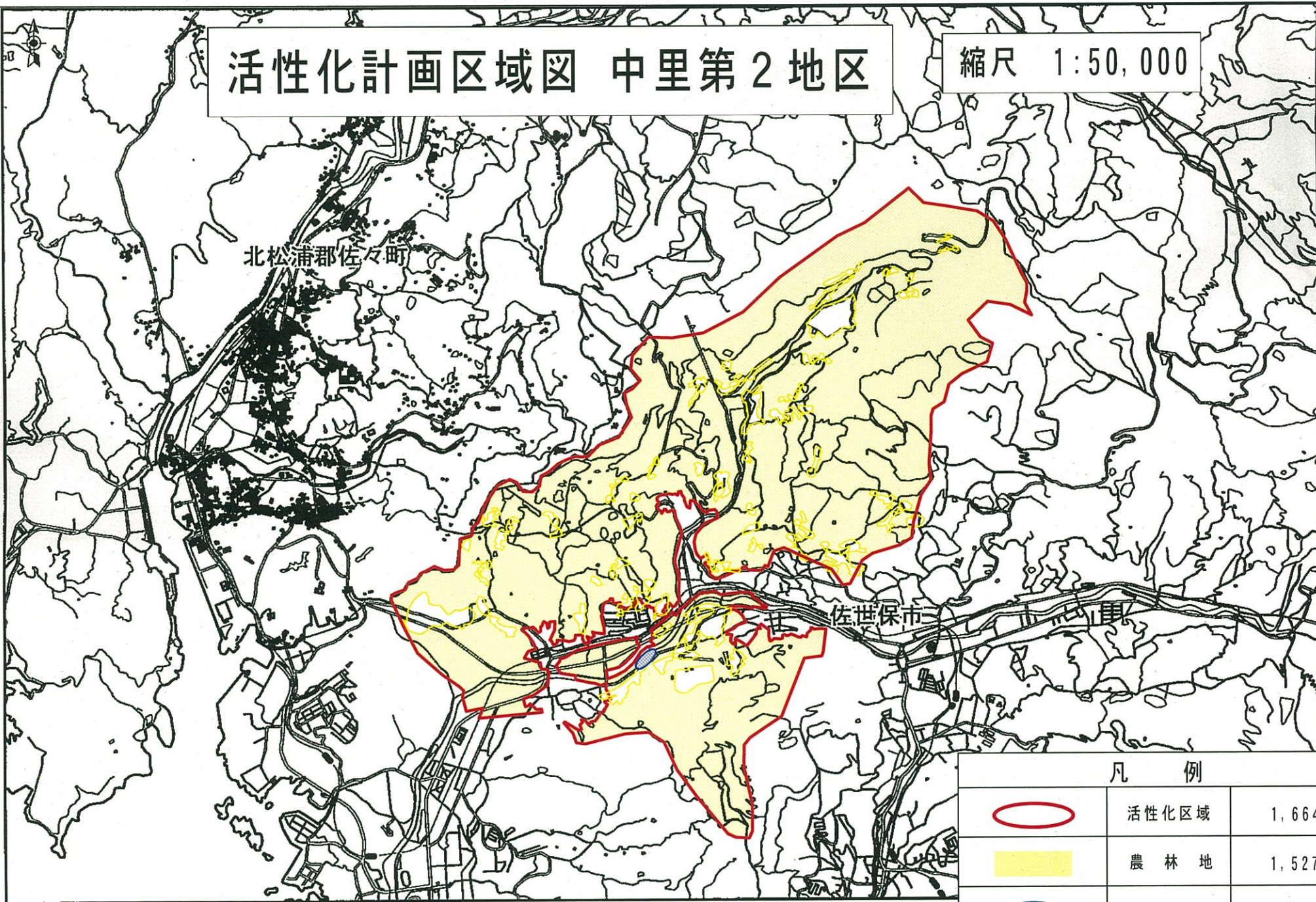
事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針( 1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 ( 2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準( 3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準( 4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 ( 5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件( 6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項( 7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等( 1)

活性化計画終了年度の翌年度に、国勢調査確定値を基礎数値とした推計人口データを用いて平成28年度の定住状況を把握し検証する。

# 活性化計画区域図 中里第2地区

縮尺 1:50,000



## 凡 例



活性化区域

1,664ha



農林地

1,527ha



事業計画箇所



## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
させぼし	平成26年度～平成28年度
佐世保市(代表)	
ナガサキケン 長崎県	

< 連絡先 >

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
佐世保市農水商工部農林整備課	0956-25-9641	0956-25-1710	nousei@city.sasebo.lg.jp
長崎県農林部農村整備課	095-824-1111	095-895-2594	s07040@pref.nagasaki.lg.jp

## 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保	6.4 ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) = 計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha)
<b>事業活用活性化計画目標の設定根拠</b>  計画期間内に農業用排水施設の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積: 6.4 haを計画目標とした。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
<b>事業活用活性化計画目標の設定根拠</b>		

【記入要領】

事業活用活性化計画目標

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。

### 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望 額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
基盤整備 (農業用排水施設)	中里第2地区	農業用水路の整備	L = 184m	H26～27年度	佐世保市	26,000	13,000	5.0/10	13,000	基盤整備による生産性向上、維持管理労力の軽減による営農条件の改善により、農業経営の安定、農家の生産意欲を向上させるとともに、後継者の確保を図ることにより、農業従事者や農業関係に携わる地域住民の減少を食い止め、定住化を促進する。
合 計						26,000	13,000		13,000	

(別添)

### 融資主体型支援助成対象者調書

中里地区活性化計画（長崎県佐世保市）

NO	助成対象者名	住 所	代表者名

#### 1 助成対象者の概要

1 農林漁業者等の組織する団体  
 2 参入法人  
 農業生産法人     農事組合法人     その他

(注) 該当する経営体の  にチェックを入れること。

#### 2 整備内容等

NO	整備内容 (機械施設名、規模、台数等)	実施 年度	着工(契約) 予定年月日	竣工予定年月日	農業機械の保管住所、施設の設置住所
1					
2					
3					

#### 3 資金調達計画

NO	事業費(円) A	資金調達計画(円)				助成率 (%) B/A	融資率 (%) C/A	担 保 措置の 有 無	備 考 (助成限度率等)
		助 成 金 B	融 資 C	自己資金	その他				
1									
2									
3									
計									

(注) 整備施設を融資のための担保に供する場合は、  にチェックを入れること。

#### 4 追加的信用供与支援の活用計画

項 目	資金調達のうち融資の概要	
	融 資	融 資
金 融 機 関 名		
融 資 名		
融資金額(円)		
償 還 年 数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会による機関保証の利用	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない

(注) いずれかの  にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

## 他の施策との連携に関する事項

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等
1 生産製造連携事業計画優先枠			

【記入要領】 交付対象となる事業のうち、実施要綱第11条に掲げる施策と連携して実施する事業にあつては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性について記載すること。  
 連携する施策名には、実施要綱第11条に掲げる施策名を記載すること。  
 事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。  
 地区名には、事業の実施地区名を記入すること。  
 必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。







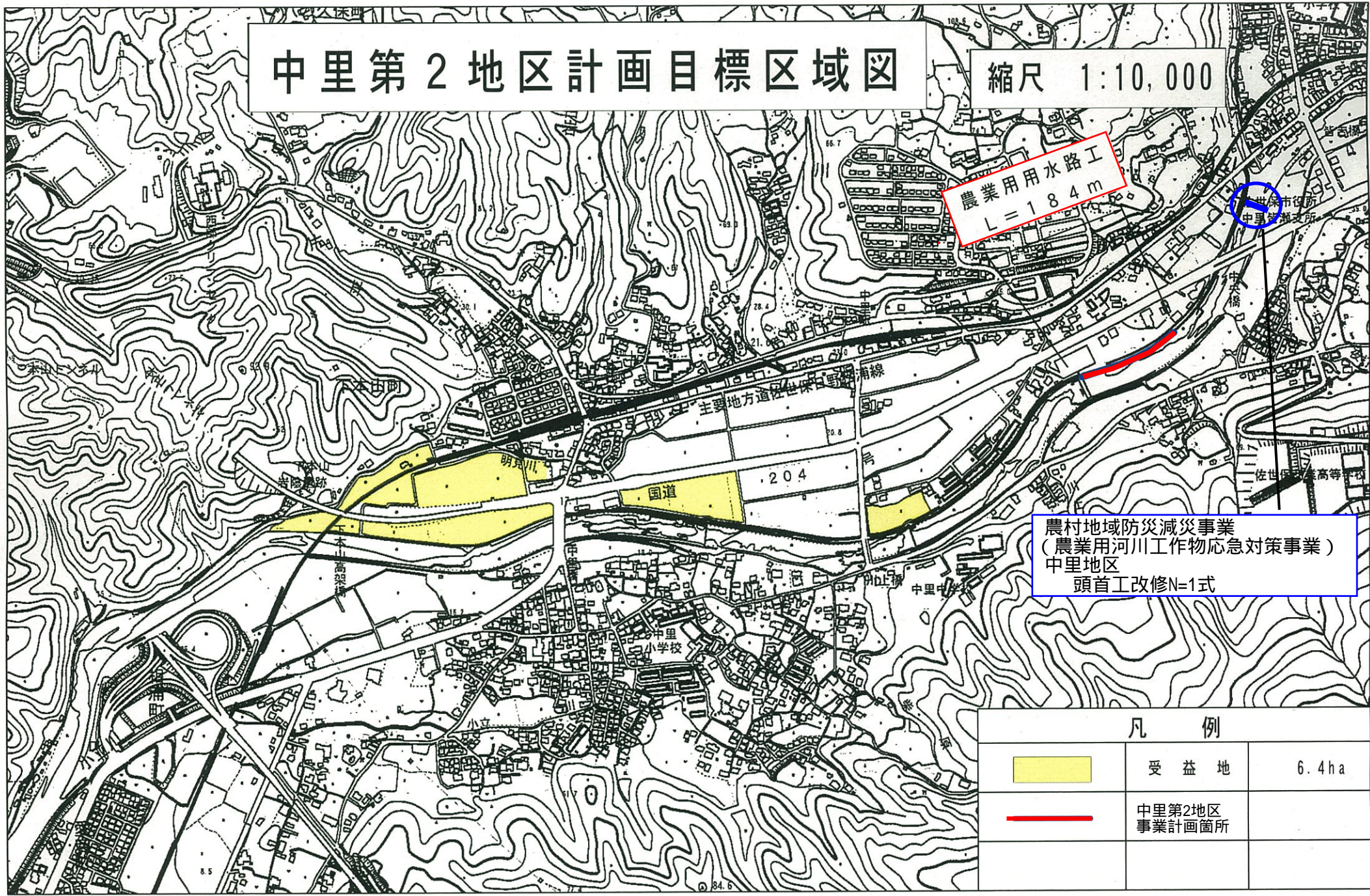
# 中里第2地区計画目標区域図

縮尺 1:10,000

農業用水路工  
L=184m

農村地域防災減災事業  
(農業用河川工作物応急対策事業)  
中里地区  
頭首工改修N=1式

凡 例		
	受益地	6.4ha
	中里第2地区 事業計画箇所	





計画主体名	長崎県及び佐世保市		
計画期間	H26 ~ H28	総事業費(交付金)	26,000 千円(13,000 千円)
実施期間	H26 ~ H27		

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標は、定住人口の維持及び定住等の促進に資する農業用排水路の機能の確保であり、法律等に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		佐世保市農業振興地域整備計画との連携、配慮、調和等が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか		地域住民等の要望に基づき計画している。また、事業説明会や組合総会時に女性も参加している。
事業の推進体制は確立されているか		推進に係る協議会は設立されていないものの、水利組合と市で調整を図っており、十分な推進体制を確立している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		基盤整備による生産性の向上、維持管理の軽減による営農条件の改善により、経営の安定が図られ、農家の生産意欲を向上させると共に、後継者の確保を図ることにより、農業従事者や農業関係に携わる地域住民の維持が図られる。
計画期間・実施期間は適切か		計画期間はH26～H28の3年間、実施期間はH26～H27の2年間で適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		交付限度額(事業費×交付額算定率5.0/10)の範囲内である。

## 2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		土地改良の費用対効果分析に必要な諸係数による標準耐用年数より、用排水路(三面張水路)40年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果算定要領第2により、本地区は土地改良事業であるため、土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針に基づき、行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		上記により投資効率3.38となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		「農業用排水施設の整備・保全」が図られているとともに、受益面積6.4ha(>5.0ha)であり要件等を見たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		個人に対する交付ではない。また、目的外使用ではない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか		
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。		
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		営農計画に基づいた施設利用形態による農業用水路の更新を計画している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		関連事業で行う頭首工改修と連携した利活用計画により利用環境の向上を図っている。

施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか		
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		土地改良工事積算基準により適正に積算している。
建設・整備コストの低減に努めているか		必要最低限の断面とするなどコスト縮減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)		
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)		
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		上下流の既存堤外水路を連結する農業用用水路であるため河川護岸部に整備する予定である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		交付金で整備する用水路の用地は2級河川敷であり、河川管理者である長崎県と事前協議済であり問題ない。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか		
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記の第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか		
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか		
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか		
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか		
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか		
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか		

事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		地元負担は徴収せず市が負担することになっているため資金計画は問題ない。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か		工事に関しては、地方自治法に基づき、指名競争入札とするため競争性があり適切なものである。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）		管理については、本地区の受益者によって適正な管理を行う。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか		
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）		該当なし。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

注2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。